

船舶インシデント調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年11月6日 16時10分ごろ
発生場所	千葉県千葉港千葉第4区袖ヶ浦ふ頭北西方沖 袖ヶ浦東京ガスシーバース灯から真方位345° 1.6海里付近 （概位 北緯35° 30.1′ 東経139° 57.7′）
インシデントの概要	油送船 聖誓は、入港操船中、主機が過回転して危急停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年1月31日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油送船 聖誓、999トン
船舶番号、船舶所有者等	140375、聖朋海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 機関長、四級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：晴れ、風向 南、風速 約6m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか9人が乗り組み、入港操船中、操舵室において主機操縦ハンドルを回転数が下がる方向に操作した後、同操縦ハンドルを中立にしたところ、主機が過回転して危急停止し、運航不能となった。 主機は、本インシデント後、機関製造会社技術者による調査の結果、6気筒のうちの3番シリンダにおいて、燃料噴射ポンプのコントロールスリーブの歯が欠損して噛み込み、コントロールスリーブとポンプラックとを固着させ、ポンプラックと連動している燃料調整軸が負荷運転位置で固定されていたことが判明した。
分析	本船は、主機3番シリンダにおいて、燃料噴射ポンプのコントロールスリーブの歯が欠損したことから、欠損した歯がコントロールスリーブとポンプラックとを固着し、ポンプラックと連動している燃料調整軸が負荷運転位置で固定された状態となり、入港操船中に主機操縦ハンドルを中立にしたところ、主機が過回転して危急停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、主機3番シリンダにおいて、燃料噴射ポンプのコントロールスリーブの歯が欠損したため、欠損した歯がコントロールスリーブとポンプラックとを固着し、ポンプラックと連動している燃料調整軸が負荷運転位置で固定された状態となり、入港操

	船中に主機操縦ハンドルを中立にしたところ、主機が過回転して危急停止したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 燃料噴射ポンプを開放整備する際、コントロールスリーブの歯を点検し、必要に応じて交換すること。